

## 熊本市中小企業高度化資金融資制度要綱運用規程

|    |       |       |          |
|----|-------|-------|----------|
| 制定 | 平成16年 | 3月31日 | 市長決裁     |
| 改正 | 平成18年 | 3月27日 | 市長決裁     |
|    | 平成19年 | 9月14日 | 市長決裁     |
|    | 平成23年 | 3月22日 | 市長決裁     |
|    | 平成23年 | 7月1日  | 経営支援課長決裁 |
|    | 平成24年 | 3月26日 | 市長決裁     |
|    | 令和3年  | 6月7日  | 商業金融課長決裁 |

### (趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業高度化融資制度要綱（昭和44年4月1日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たり、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

### (納税)

第2条 要綱第4条第2項第3号に規定する市県民税又は法人市民税を納税していることとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人においては、直近2か年度（業歴2年未満の場合は、直近年度）の納税証明書において、未納額の記載がないこと。
- (2) 法人においては、直近1期分の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

### (融資制度の併用)

第3条 本制度と次の各号に掲げる熊本市融資制度との併用を認める。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (5) 熊本市中小企業短期資金融資制度
- (6) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度
- (7) 熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度
- (8) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度
- (9) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度
- (10) 熊本市中小企業高度化資金融資制度（2口以内 上限まで）
- (11) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度

### (協会の必要書類)

第4条 取扱金融機関は、協会の保証を付した申込みの場合、下記の書類を協会に提出するものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）の写し
- (2) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (3) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し  
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (4) 熊本市中小企業制度融資発送簿（様式-A）
- (5) その他関係書類等

### (市の必要書類)

第5条 取扱金融機関は、協会の保証を付した申込みの場合、下記の書類を市に提出するものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し

### (市の必要書類送達)

第6条 取扱金融機関は、市の必要書類を保証依頼の際に協会へ送達するものとする。

2 協会は、市の必要書類を受付し、熊本市へ送達するものとする。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。